

基礎研修ポイント付与数一覧

※ 基礎研修ポイントには有効期限はありません。

1) 日本作業療法士協会・都道府県作業療法士会主催・共催の学会、研修会等のポイント数

学会・研修会等の役割	90分以上～1日	2日以上	取得方法
参加	2ポイント	4ポイント	システムに登録（受付時に研修受講カードを提示する必要あり）
発表（加算）	1発表につき2ポイント		
講師	2ポイント	4ポイント	
ファシリテーター	2ポイント		

2) 日本作業療法士協会・都道府県作業療法士会主催・共催以外の学会、研修会等のポイント数

※主催する団体が日本作業療法士協会ホームページ「他団体・SIG一覧」に登録されていること

学会・研修会等の役割	90分以上～1日	2日以上	取得方法
参加	1ポイント	2ポイント	証明する書類を準備し、システムから会員個人が申請
発表（加算）	1発表につき1ポイント		
講師	1ポイント	2ポイント	

大学・大学院等が実施する文部科学省認定

大阪府立大学「在宅ケアを支えるリハビリ専門職の養成」	10ポイント
兵庫医療大学「職業実践力育成プログラムPT・OT臨床カステップアッププログラム」	10ポイント
長崎大学「高度リハビリテーション専門職の養成」	10ポイント

- (1) 協会・士会が主催・共催する事例検討・報告会（90分以上）のファシリテーターに対して、1回的事例検討・報告会（90分以上）につき、発表者数に関わらず、基礎研修ポイント2ポイントを付与します。協会・士会以外のものについては対象となりません。ただし、ポイント付与は2018年4月1日以降に務めた場合に限りです。ファシリテーターの役割は、中立的な立ち位置から意見の対立を調整したり、積極的な意見交換を促したりすることであり、座長はこれに該当しません。
- (2) 「参加」について：受講料を納付し、参加者名簿に登録されていること。
- (3) 「発表」について：筆頭演者のみ。学会形式での発表報告であること。ポスター発表、パフォーマンスなどは筆頭者に限り発表者と同等に扱う。学会形式でない事例報告会での発表報告は該当しません。学会形式とは、1日以上日程で、日本作業療法学会に準じたプログラム（開会式、閉会式、特別講演、セミナー、シンポジウム、パネルディスカッション、一般演題発表など）があり、抄録集あるいは論文集が用意されている形式を指します。
- (4) 「講師」について：参加とは別個（参加であれば、受講料を納付し、参加者名簿に登録されていること）。シンポジウムまたはパネルディスカッションは、90分以上に亘り、決められたテーマについて、登壇者による基調講演と登壇者間または参加者を交えた公開議論で構成されていることを原則とし、その全てに参加したシンポジスト、パネリストは講師と同等に扱うこととします。査読・座長・助手は講師加算に該当しません。なお、「1日」は7.5時間までとし、7.5時間以上講義した場合に「2日以上」のポイントとなります。
【例】2日間の研修会で90分の講義を1日目と2日目に行った場合、180分の講義となり、「90分～1日」のポイントとなります。
- (5) 学会形式の場合のみ、事前録画した動画データのオンライン公開（ライブ配信とのハイブリッドも含む）により開催された催事への「参加」「発表」「講師」ポイント付与が可能です。
- (6) 1団体が同日同会場で2研修を開催する場合、出席者名簿作成、参加受付、受講料徴収が別個にされていなければ、連続した1研修とみなします。
- (7) 「証明する書類」は、受講日・研修時間・主催者名の記載、主催者印があるものが望ましく、発表や講師によるポイント取得を申請する場合は、同時に抄録集や講師依頼書のコピー等をご用意ください。

- (8) 「日本作業療法士協会・都道府県作業療法士会主催・共催以外の学会、研修会等」のポイント申請に関する手続きは、協会ホームページ「他団体・SIG等のポイント申請運用書」、「他団体・SIG等ポイント申請操作マニュアル」、「他団体・SIG等ポイント申請手続き方法」をご参照ください。

3) その他

内容	ポイント数	取得方法
学術誌「作業療法」投稿論文	1論文につき4ポイント	システム自動登録
事例報告登録制度への登録	公開中の1事例につき4ポイント	
臨床実習指導①	2～5週間程度の実習につき2ポイント	養成校施設情報担当者がシステムを用いて登録
臨床実習指導②	6～8週間程度の実習につき4ポイント	
士会裁量分 (士会活動への協力等)	年間最大2ポイント	研修会管理システムにて士会より登録
医療福祉eチャンネル 視聴・受講	1番組1課題につき1ポイント	履歴を協会にて登録

- (1) 臨床実習指導は実習指導責任者1名に対するポイントを複数名で分けることはできません。
- (2) 「士会裁量ポイント」について：士会裁量ポイントは、会員の士会活動への参画等に対して、士会長の判断で年間最大2ポイントまで所属士会員に付与されるポイントです。士会は、年次ごとに付与方法を定めます。士会裁量ポイントの対象となる事柄の例としては士会事業への協力、上記1) 2) には該当しない士会後援の研修会や研究会への参加などがあります。ただし、士会が主催・共催する研修の参加・講師・発表ポイント付与数については全て1) に準ずることとします。
- (3) 医療福祉eチャンネル視聴・受講は、離島やへき地などで研修会等に参加することが困難な会員に対して学習機会の提供を目的に導入されました。医療福祉eチャンネルと契約の上、所定の課題を遂行することにより、現職者共通研修受講や基礎研修の学習として取り扱われます。 (<http://www.ch774>)